

指宿 信（成城大学教授）

指宿 おはようございます。ただいまより、日本学術振興会科学研究費・新学術領域「法と人間科学」、立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構・文理融合による法心理・可法臨床研究拠点、ならびに立命館大学人間科学研究所インクルーシブ社会に向けた支援の〈学＝実〉連環型研究、3者の共催により『取調べと可視化』の国際シンポジウムを始めさせていただきます。私、開会挨拶をさせていただきます指宿と申します。開会にあたりまして、ご支援たまわりました、協賛、後援をたまわりました各諸団体に御礼申し上げます。本日は「新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」と題しまして、午後6時までの長時間にわたって、海外からのスピーカーも交えて、取り調べの可視化のあらゆる論点について検討し、討議をしまいる所存でありますので、是非最後までご参加いただきますようお願いいたします。

さて、この写真はシドニーの警察の取り調べ室です。録画システムが右下にあります。これは京都弁護士会の有志と指宿が訪問した時のものです。こちらは、イギリス、マンチェスター警察の取り調べの録画装置、これはニュージーランド警察のビデオ時代の取調べ録画装置、もうすでにDVDに変わっております。こちらは合衆国イリノイ州のシカゴですね。今日の事務局長を務めている立命館大学の若林さんと取調べ室にお邪魔したときのものです。これは韓国・ソウルの検察庁の取調べ室の録画風景でございます。

最終的に日本にもこうした録音、録画装置が導入されています。これは検察庁の広報用の写真ですけれども、すでに試験的、あるいは内部的な運用として日本でも始まっていました。今月、最終的に法制審議会の特別部会という新しい時代の検証をデザインする案を検討しているところで、最終的に録音・録画の範囲についての提案が固まりました。これが今後、立法府に送られるんですけれども、簡単に申しますと、日本では法律で今後、警察と検察における裁判員裁判対象事案の事件が義務的に録音・録画されるということになりました。また検察の独自捜査事件でも録音・録画されるということになっています。た

だし、(スライド2)の真ん中及び右側で示されていますように、身体を拘束されていない事件では録音・録画が任意であるということになっていきますし、参考人や目撃証人につきましても、これも運用で行うということになっており、法律では定められてはおりません。しかし、ともかくも日本でも録音・録画が法律で定められる時代となったわけでありますので、これは本当に、奇しくもこのシンポジウムがこの7月にあるということは偶然とはいえ、象徴的な催しであるということを確認しております。

今、ご紹介させていただきましたような世界の録音・録画風景ですけれども、簡単にこれを概念図として表しますと、大体このようになると思います(スライド3)。縦軸は録音・録画をする範囲、取調べの中で最初から最後まで録音・録画をしますと縦軸、Y軸は上昇しまして、上の方になります。X軸、横軸はどの程度の犯罪が取調べの録音・録画になっているかということを示すものです。X軸が右に行けばいくほど、沢山の犯罪、沢山の事件が録音・録画の対象になるということで、私はこれを可視化マップと呼んでいます。日本は先ほどご紹介しましたように裁判員事案だけ、あるいは特捜部、検察の独自捜査事件だけ全部録音・録画するということですので、極端に左上にかたよった形で録音・録画されます。これに対して例えば、イギリスのようにあるいはニュージーランドのようにどんな事件でも録音・録画するということになりますと、右上の方に位置するということになります。ヨーロッパや韓国、オーストラリアやアメリカなど、このようにとりあえずマッピングしてみました。ご承知の方もおられると思いますが、この5月にアメリカ連邦の捜査機関がすべて録音・録画するということになりましたので、日本よりはやや広い範囲で録音・録画すると。この7月11日からFBIでもすべての事件を録音・録画するということになっております。

さて、本日のシンポジウムの目的は大きく分けまして2つあります(スライド4)。一つはこの主催の母体であります新学術領域というのが「法と人間科学」という名前のもとで沢山の研究者、およそ50～60人くらいの研究者が5年間にわたって法学と心理学の融合的なアプローチで研究を進めるということですので、本日は是非、法学のみならず心理学の知見を加えた捜査や弁護の実務、録音・録画の技法、あるいはその結果の利用、そうしたものについて討議がで

きると素晴らしいなと思っております。2つ目は言うまでもありませんけれども、海外スピーカーをお招きした午前中のオーストラリアのセッション、午後の韓国のセッション、こちらは録音・録画問題に対して国際的な視点で、考えてもらいたい、議論を進めたいということです。えてして法律学での議論、あるいは法曹界での議論は法学的、規範的な趣向で考えてしまいがちですけれども、経験科学の知見によって、そうした規範学の考えの及ばないところ、及ばない部分についての考察は不可欠であろうと思います。どのセッションも法学のスピーカーと心理学のスピーカーそれぞれお願いしておりますので、第一の目的、第二の目的、両方満たすようにデザインされているところでありますので、聴衆の皆様も是非この観点から取り調べの録音・録画について、考察を深めていただきたいという風に願っております。

さて、いよいよ日本も録音・録画が法制化されるということで、今後、いわゆる可視化について、どんな将来が待っているのか、そういうことについても未来志向で私どもは考えているという風に思っております。ここでは3つの観点を紹介したいと思います(スライド5)。一つ目は、可視化のテクノロジーです。どのようなメディアで、どのような機材で記録するのか。どれぐらい保管するのか。そしてそうしたメディア、記録されたものにどのようにアクセスし、利用するのかというテクノロジーの問題、これは大変大きな課題であります。

二番目は可視化の心理学ですね。撮られた映像にどのような影響が生まれるか、これを見た捜査官、裁判官、あるいは市民の裁判員といった人たちに偏見などが生まれえないか。あるいは任意での供述を引き出す尋問技法としてどういうものがあるか。これは心理学の検討を待ちたいと思います。

最後は可視化の法律学ですね。どのような取り調べが記録されていれば、任意だと信用できるのかということが法律学で問われています。これまでは調書に基づいて任意性や信用性が検討されてきましたが、今後は記録媒体に基づいてそうした任意性、信用性が判断されることとなります。また法廷では、他の目的でも録音・録画が利用されると思われまふ。そうした範囲についても我々はどこまで許しているのかということを経法的な観点から議論する必要があると思っております。大変長いシンポジウムになりますけれども、お昼休みも含めまして、最後までご参加いただけますよう、主催者を代表しましてご挨拶申し

上げます。どうもありがとうございました。

取調べの可視化
 ~学際的・国際的視点から考える~

Interdisciplinary/International
 Perspective for Visual Recording of
 Suspect Interview

指宿 信(成城大学)
 Prof. Dr. Makoto IBUSUKI
 Seijo University, Tokyo, Japan

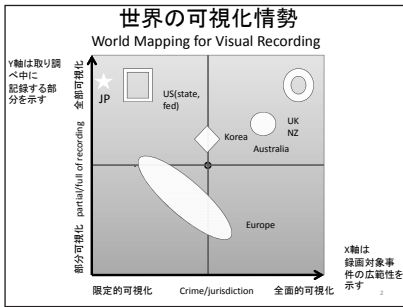
20th July, 2014
 At Suzaku Campus, Ritsumeikan University, Kyoto

1

可視化範囲
 Range of the recording for
 interrogation/interview

被疑者対象 Suspect		参考人 Witness	第三者 目撃証人 Eyewitness
身体拘束事件 Custodial suspect	非拘束事件 Non-custodial		
裁判員裁判 対象事件 Lay Judge Trial cases	裁判員対象 事件以外の 身体拘束事 件 Professional Judge Trial	在宅事件での 取調べ、任意 取調べ Voluntary interrogation	
		可視化対象 とされず	可視化対 象とされず
警察段階 Police 検察段階 Prosecutor	可視化範囲 Mandatory Recording	非可視化領域 Voluntary Recording	可視化/P ractical Discretion based
	独自捜査事件 Special cases		Non recording/P ractical Discretion based

2



3

趣旨と目的
 Purpose of this Symposium

- 法学と心理学の融合(学際的アプローチ)・・・法と人間科学の必要性・重要性 → 捜査・弁護実務、公判審理に対する学際的な示唆を得る
 - Implication from Inter-Disciplinary Approach by Law and Psychology to the investigation/criminal defense and criminal trial practice
- 可視化問題に対する国際的視点・・・可視化技術や尋問技法の比較 → 捜査・弁護実務、公判審理に対する国際的な示唆を得る
 - Implication from Comparative Study of Visual Recording in the Interrogation Room to the investigation/criminal defense and criminal trial practice

4

可視化の将来
 What' next for visual recording?

- 可視化のテクノロジー(撮影、メディア、保存保管、アクセス)
 - Technology: angle, media, preservation, accessibility
- 可視化の心理学(偏見、尋問技法)
 - Psychological perspective: bias, interrogation method
- 可視化の法律学(完全性、利用目的)
 - Legal perspective: legitimacy, purpose

5